

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳になれば、厚生年金保険や共済組合加入者（またはその配偶者に扶養されている人）を除き、国民年金第1号の加入手続きが必要になります。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけではありません

国民年金には年をとった時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。



また遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

保険料の納付が困難な時は

★「学生納付特例制度」

学生の方はご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります（平成28年7月1日以前は30歳未満の方のみが対象でした）。

◆問い合わせ先

米子年金事務所
0859・34・6111
住民生活課
0859・54・5210
大山支所総合窓口室
0859・53・3311
中山支所総合窓口室
0858・58・6111

公共施設の年末年始のお休みについて

日 時	役場 窓口業務	町立 図書館	公民館 (中山・名和・大山)	人権交流 センター	診療所			名和クリーンセンター
					名和	大山口	大山	
平成28年 12/29 (木) 12/30 (金) 12/31 (土)	休業	休館	休業	休業	休業	休業	休業	休業
		平常どおり						
		休館						
平成29年 1/1 (日) 1/2 (月) 1/3 (火) 1/4 (水)	平常どおり	※1/6から開館	平常どおり	平常どおり	平常どおり	平常どおり	平常どおり	平常どおり
		休館						
		平常どおり						

①年末年始は窓口が混雑します。

住民票など各種証明が必要な方は、お早めに申請の手続きをお願いします。

休日交付は、12月28日（水）午後4時までにご予約をお願いします。（戸籍の証明を除く）

②ごみ収集については、各家庭にお配りしております収集日程表をご覧ください。

③焼却場へごみを持ち込まれる場合は、あらかじめお電話ください。

◆問い合わせ先

住民生活課 0859-54-5210 中山支所総合窓口課 0858-58-6114
大山支所総合窓口課 0859-53-3311

各施設の連絡先

町立図書館 0858-49-3010 名和診療所 0859-54-2068
中山公民館 0858-58-2334 大山口診療所 0859-53-3990
名和公民館 0859-54-2688 大山診療所 0859-53-8002
大山公民館 0859-53-3003
人権交流センター 0859-54-2286
名和クリーンセンター 0859-54-5352